

このたびは、『新版 医療情報 医学・医療編』をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。  
以下の誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。  
読者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。

2009年8月17日  
篠原出版新社

## 正 誤 表

誤

正

### ◆P.11 左段、上から 13 行目

特定健診・特定指導の実施が~~予定~~されている。 → 特定健診・特定指導が**実施**されている。

### ◆P.20 右段、上から 3 行目

さらに、IMIA（国際医療情報学連合）は、~~+~~ → さらに、IMIA（国際医療情報学連合）は、

### ◆P.24 左段、下から 11 行目

1995年に財団法人日本医療機能評価機構が~~1995年に~~設立され、

↓

1995年に財団法人日本医療機能評価機構が**設立**され、

### 左段、下から 5 行目

~~現在~~—2008年現在、 → 2008年現在、

### 右段、上から 18 行目

社会に姿勢を示す必要性が~~を~~増しており、 → 社会に姿勢を示す必要性が**増**しており、

### 右段、下から 9 行目

始まる。~~を~~—たとえば → 始まる。**た**—たとえば

### ◆P.25 右段、上から 21～22 行目

リハビリし医療情報管理など → リハビリし、医療情報管理など

評価~~してきた~~する。なお~~なお~~ → **評価**する。なお

### ◆P.27 右段、上から 3～7 行目

情報入力、入力や報告が容易になり**報告が容易となり**、個別の改善策の進捗状況の把握や**や**成果の還元もしやすく**が可能**になった。さらに、~~→~~統計も取りやすくなる**戻**った反面、

↓

情報入力、入力や**報告が容易になり**、個別の改善策の進捗状況の把握**や成果の還元もしやすくなった**。さらに、**統計も取りやすくなった**反面、

### 右段、下から 10 行目

不穏行動のために~~が~~~~あ~~~~っ~~~~て~~何らかの**身体拘束**行動制限（身体拘束）を行って**伴**~~っ~~~~て~~いる場合が多い。

↓

不穏行動のために何らかの**行動制限（身体拘束）**を行っている場合が多い。

### 右段、下から 3 行目

さらに、医師は~~で~~~~あ~~~~り~~—行動制限は → さらに、**医師は**行動制限は

### ◆P.28 左段、上から 2 行目

多く経験され、~~→~~ており、アラーム → 多く経験されて**おり**、アラーム

### ◆P.32 右段、上から 10 行目

労働者災害補償保険（業務上負傷・疾病）適用される~~→~~—

↓

労働者災害補償保険（業務上負傷・疾病）が**適用**され

### ◆P.33 右段、下から 13 行目

用法、**容量** → 用法、用量

◆P.34 左段、下から 9 行目

広範なサービスを提供している~~(図 2)~~。 → 広範なサービスを提供している。

◆P.35 左段、上から 11～12 行目

概ね次のようになる (表 2.1.2)。 → 概ね次のようになる (表 2.1.1)。

◆P.36 右段、下から 8 行目

5 年~~後と~~ → 5 年~~毎~~

◆P.37 右段、下から 6 行目

特に必要と認める。 → 特に必要と認める~~事項~~。

◆P.48 右段、上から 15～18 行目

さらに平成 18 年度からは平成 17 年度までに集積したデータの検討結果と分類検討班の意見を踏まえてさらなる精緻化が~~予定されている。~~

↓

さらに平成 18 年度からは平成 17 年度までに集積したデータの検討結果と分類検討班の意見を踏まえてさらなる精緻化が~~行われている。~~

◆P.51 左段、上から 17 行目

~~マネジドケア~~について → 1) マネージドケアについて

◆P.67 左段、上から 2 行目

ある年における → ある年における

右段、下から 7 行目(罹患率の分母)

~~一人ひとりの観察期間の総和である人一年~~

↓

観察者全員について、病気にかかりうる状態にある期間の合計 (人年)

◆P.72 右段、上から 21 行目

減らさたり → 減らされたり

◆P.81 左段、下から 6 行目

~~コミュニケーション~~ → コミュニケーション

右段、下から 6～7 行目

7:1 (注:7 人の患者に対して実働する看護師 ~~7人~~) → 7:1 (注:7 人の患者に対して実働する看護師 1 人)

◆P.82 右段、上から 14 行目

特別~~用語~~老人ホーム → 特別~~養護~~老人ホーム

右段、下から 12 行目

円滑~~活~~継続的に → 円滑~~かつ~~継続的に

◆P.86 左段、上から 17 行目

ユーザ登録管理~~窓~~ → ユーザ登録管理

◆P.86 左段、上から 22～23 行目

厚生労働省から『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン~~(第 3 版):平成 20 年~~』

↓

厚生労働省から『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン (第 4 版):平成 21 年』

◆P.88 左段、下から4～5行目

提供すること → 提供することも要求されている。(改行しない)  
も要求されている。

◆P.91 左段、上から22行目

(廣瀬康行、~~八幡勝也~~) → (廣瀬康行)

◆P.105 右段、下から3行目

病院機能評価 ~~Vol. 5.0~~ → 病院機能評価 Ver. 5.0

◆P.110 左段、下から16行目

病棟業務の支援等がる。 → 病棟業務の支援等がある。

◆P.115 左段、上から5～6行目

院内感染などが~~例代表~~である。 → 院内感染などが代表例である。

◆P.118 右段、下から7行目

~~JAN~~コード → JANコード

◆P.121 右段、上から22行目

intervention ~~r~~radiology → intervention radiology

◆P.122 左段、上から8行目

発注、~~研修~~、在庫管理 → 発注、検収、在庫管理

◆P.127 左段、下から8行目

~~クリティカル~~インディケータ → クリニカルインディケータ

◆P.147 左段、下から16行目

オーダー~~リ~~エントリシステム → オーダエントリシステム

左段、下から12行目

電子的に保管するという~~こと~~概念から → 電子的に保管するという概念から

◆P.151 左段、下から1行目

地域がん診療拠点病院 → 地域がん診療~~連携~~拠点病院

◆P.152 右段、上から12行目

記録・保存~~を~~実施が必要となった。 → 記録・保存の実施が必要となった。

◆P.153 左段、上から6行目

機器の~~中心~~管理を専門に行う → 機器の~~中央~~管理を専門に行う

左段、下から8行目

図 3.2. ~~17~~ → 図 3.2. 18

右段、上から4行目

安全性情報の~~実施~~ → 安全性情報の~~収集~~

◆P.154 右段、上から9行目

国際整合性~~が~~図った → 国際整合性~~を~~図った

◆P.157 左段、上から 11 行目、15 行目

2) 新機購入時 → 新規購入時

6) 医療機器の破棄 → 医療機器の廃棄

◆P.159 左段、下から 7 行目

どの程度の電圧と電流が消費して → どの程度の電圧と電流を消費して

◆P.159 右段、上から 5 行目

実施責任者の配置が義務化した → 実施責任者の配置を義務化した

◆P.173 左段、上から 16 行目

2) 脳幹は、中脳、橋、延髄からなり、 → 脳幹は、間脳（視床、視下下部）、中脳、橋、延髄からなり、

◆P.175 右段、上から 21 行目

脳の表面は薄い透明の膜（クモ膜）で覆われており、この膜と脳との間のすき間をクモ膜下腔と言い、

↓

クモ膜は、軟膜（脳の表面を覆っている）と頭蓋骨の下にある硬膜との間にある膜を言い、クモ膜と軟膜とのすき間をクモ膜下腔と言い、

◆P.194 右段、下から 16 行目

をⅡ型糖尿病という。いずれの

↓

をⅡ型糖尿病という。「Ⅱ型糖尿病」は生活習慣との係わりが強く、一方遺伝の素因も影響する。いずれの

◆P.221 右段、上から 13 行目

カンジダ(真菌)、~~クラミジア(ウイルス)~~といった感染症が → カンジダ(真菌)といった感染症が

◆P.224 右段、上から 2 行目

周産期と~~いうのは、胎児と新生児を一続きの対象として取扱うという視点から生まれた言葉である。~~

↓

周産期とは、出産前後の期間、おおそ妊娠第 28 週から生後 7 日までをいう。

◆P.231 右段、下から 2 行目

が正解的に共通して用いられている。 → が世界的に共通して用いられている。

◆P.253 左段、下から 11 行目

問題を余地し、対処する。 → 問題を予知し、対処する。

◆P.254 図 4.2.1

② 監察結果 → ② 観察結果

◆P.323 左段、上から 5 行目

有効性・安先性 → 有効性・安全性

◆P.327 左段、上から 22 行目

その用法・用量を無視して大量を~~使用~~しても → その用法・用量を無視して大量に~~使用~~しても

◆P.329 右段、上から 6 行目

ゆるく結合もの（結合型）と結合しないもの（遊離型）

↓

ゆるく結合するもの（結合型）と結合しないもの（遊離型）

◆P.355 左段、19 行目

外来栄養食時指導料 → 外来栄養食事指導料

左段、26 行目

鼻洗浄狭い範囲の → 鼻洗浄, 狭い範囲の

◆P.358 右段、上から 9 行目

照会返書 → 紹介返書

◆P.360 右段、上から 5 行目

幹部の摘除 → 患部の摘除

◆P.361 左段、下から 7 行目

患物 I D → 患者 I D

◆P.381 左段、17～19 行目

性別および年齢 → 性別及び年齢  
病名及び及び主要症状 → 病名及び主要症状  
診療の年月日が → 診療の年月日が

◆P.387 左段、上から 7 行目

元素気宇として → 原則として

◆P.410 右段、下から 2 行目

(2) 医療意外の・・・ → (2) 医療以外の・・・

◆P.411～412 左段、下から 21 行目以降

(5) 実効上の保存年限 → (3) 実効上の保存年限  
(6) 医療記録の保存形態 → (4) 医療記録の保存形態  
(7) 医療記録の一元管理 → (5) 医療記録の一元管理  
(8) 1 患者 1 I D 番号の原則 → (6) 1 患者 1 I D 番号の原則

◆ xiv 頁 執筆者一覧

【医学・医療編】

■執筆者

岡田宏基 香川大学医学部附属病院医療情報部 → 岡田宏基 岡山大学病院総合患者支援センター

○執筆者の追加

酒巻哲夫 群馬大学医学部附属病院医療情報部

中村征矢 九州厚生局医療指導課・指導監査課

◆P.249 表 4.1.16 届出感染症一覧

※ 教科書記載は改正前の表なので、現行(2008年5月12日時点)の法改正による情報に訂正します(今後  
も頻繁に変更が加わる可能性あり)。※

※ 届出感染症に関する情報としては、下記の三重県感染症情報センターHP も併せてご参照ください。※

[http://www.kenkou.pref.mie.jp/kijyun\\_new/kijunmenu.html](http://www.kenkou.pref.mie.jp/kijyun_new/kijunmenu.html)

[http://www.kenkou.pref.mie.jp/kijyun\\_new/101\\_20080512.xls](http://www.kenkou.pref.mie.jp/kijyun_new/101_20080512.xls)

表 4.1.16 届出感染症一覧

類型(感染症数)	感染症名等	性格*1
一類感染症(7)	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱、痘そうなど	危険性が極めて高い感染症
二類感染症(5)	急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス由来)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)	危険性が高い感染症
三類感染症(5)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	危険性は高くない。特定の職業への就業によって集団発生を起こす可能性が高い
四類感染症(41)	E型肝炎、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本脳炎、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、レジオネラ症、レプトスピラ症、鳥インフルエンザ(H5N1をのぞく)、など	媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除等の措置が必要となりうる動物由来感染症
五類感染症(全数把握)(16)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(四類を除く)、急性脳炎(四類を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、風しんなど	
五類感染症(定点把握)(25)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ(新型あるいは鳥インフルエンザを除く)、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、マイコプラズマ肺炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症など	
指定感染症	政令で1年間以内の期間、指定される感染症 インフルエンザ(H5N1)(2008.05.12改定時点)	既知の感染症において、国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがあるものとして政令で定めるもの
新感染症	[当初]都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ(2008.05.12改定時点) [要件指定後]政令で症状等の要件指定をした後に1類感染症同様の扱いをする感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状が明らかに異なり、その感染力および罹患した場合の重篤度から判断した危険性がきわめて高い感染症

厚生科学研究費補助金新興・再興感染症研究事業による「消毒と滅菌のガイドライン」改変

\*1: 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性